

# 八代市夜間急患センターの診療が変わります

夜間の急病により、かかりつけの医師の受診ができない場合に利用できる「八代市夜間急患センター」の診療体制が変わります。4月1日からは、日曜日・祝日の小児の急病については、熊本労災病院（33-4151）へ相談ください。

## 〈4月1日からの診療体制〉

- 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科（骨折不可）
  - 診療日時 月曜日～土曜日 午後7時～午後10時  
受診する場合は、必ず事前に電話してください。  
☎31-6999（受付時間 午後6時30分から）
  - 休診日 日曜日・祝日、5月連休（5/3～5/5）、年末年始期間（12/31～1/3）
  - 診療場所 八代市医師会立病院内2階（八代市平山新町4438-3）
- 緊急ではなく、翌日以降の受診が可能な人は、平日昼間に、かかりつけ医や近くの医療機関での受診をお願いします。
- 問合せ 健康福祉政策課 ☎33-4003

# 65歳以上の皆さんへ / 介護保険料・所得段階区分の改定のお知らせ

65歳以上の人の令和6年度から3年間の介護保険料を改定しました。令和6年度から3年間の保険料基準年額は72,000円です（令和5年度は78,000円）。

## 年間保険料をチェックしよう

スタート

生活保護を受けている **はい** → 第1段階

本人が市町村民税を納めている **はい** → 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が  
A: 80万円以下 → 第2段階  
B: 80万円超～120万円以下 → 第3段階  
C: 120万円超 → 第4段階

世帯内に市町村民税を納めている人がいる **はい** → 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である → 第5段階

本人の前年の合計所得金額が  
D: 120万円未満 → 第8段階  
E: 120万円以上～210万円未満 → 第9段階  
F: 210万円以上～320万円未満 → 第10段階  
G: 320万円以上～420万円未満 → 第11段階  
H: 420万円以上～520万円未満 → 第12段階  
I: 520万円以上～620万円未満 → 第13段階  
J: 620万円以上～720万円未満 → 第13段階  
K: 720万円以上 → 第13段階

| 所得段階区分 | 年間保険料額   | 算定方法      |
|--------|----------|-----------|
| 第1段階   | 18,700円  | 基準年額×0.26 |
| 第2段階   | 33,800円  | 基準年額×0.47 |
| 第3段階   | 48,900円  | 基準年額×0.68 |
| 第4段階   | 64,800円  | 基準年額×0.9  |
| 第5段階   | 72,000円  | (基準年額)    |
| 第6段階   | 86,400円  | 基準年額×1.2  |
| 第7段階   | 93,600円  | 基準年額×1.3  |
| 第8段階   | 108,000円 | 基準年額×1.5  |
| 第9段階   | 122,400円 | 基準年額×1.7  |
| 第10段階  | 129,600円 | 基準年額×1.8  |
| 第11段階  | 136,800円 | 基準年額×1.9  |
| 第12段階  | 144,000円 | 基準年額×2.0  |
| 第13段階  | 151,200円 | 基準年額×2.1  |

## ●令和6年度介護保険料の仮徴収

65歳以上の人の介護保険料は、令和5年の所得が確定するまでは、暫定的に令和4年の所得などに応じて算定した額を納める「仮徴収」を行います。詳しくは納付書または通知はがきで確認ください（既に年金天引きの人は除く）。令和6年度の介護保険料（本徴収）は7月に確定します。

●問合せ 介護保険課 ☎32-1175

# 4月1日から市役所の組織が変わります

- ①地域政策課の設置 人口減少を背景とする課題の克服に向けて、移住定住の促進や公共交通政策に係る体制を強化するため、「地域政策課」を設置します。
- ②商工・観光・港湾部門の3課再編 八代港振興や企業誘致に係る推進体制を強化するため、現在の「商工・港湾振興課」「観光・クルーズ振興課」「イベント推進課」を「商工政策課」「観光振興課」「港湾・クルーズ振興課」の3課に再編します。
- ③交通防犯係の移管 消防、自衛隊、警察からの市窓口を集約して、関係機関との連携を強化するため、「交通防犯係」を市民活動政策課から危機管理課に移管します。
- ④ゼロカーボン推進係の設置 脱炭素をはじめとした環境政策の推進体制を強化するため、環境課に「ゼロカーボン推進係」を設置します。
- ⑤こども家庭センターの設置 すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うため、健康福祉部に「こども家庭センター」を設置します。
- ⑥未来の学校づくり推進室の設置 学校再編基本計画の策定に専門的に取り組むため、教育部に「未来の学校づくり推進室」を設置します。  
※このほか、組織の新設に伴い、一部の課で係を廃止するなどの再編をしています。

●問合せ 人事課☎33-4102

# 後期高齢者医療保険 被保険者の皆さんへ / 令和6年度の保険料が見直されます

## ●令和6年度の保険料

- ・保険料は被保険者一人一人が納めます。
- ・保険料を求める基準（均等割額・所得割額）は、2年ごとに見直され、県内は均一です。
- ・令和6年度は年間保険料の限度額と所得割率に**激変緩和措置**が適用されます。

- ※1 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者と令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になった人は73万円になります。
- ※2 令和5年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額が58万円以下の対象者は10.80%になります。

$$\text{保険料額(年額)} \text{ (限度額80万円) } * 1 = \text{均等割額} \text{ (被保険者1人当たり) } 58,000 \text{円} + \text{所得割額} \left( \frac{\text{総所得金額等} - 43 \text{万円} *}{\text{所得割率}} \right) * 10.98\% * 2$$

※基礎控除額（所得により変動します）

## 所得が低い人への均等割額軽減

### ●保険料の均等割額の軽減（令和6年度から改正されました）

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等（※2）の合計額                                 | 軽減割合   |
|---|--------|
| 43万円 + 「10万円×（給与・年金所得者の数※1 - 1）」を超えない世帯                     | 7割     |
| 43万円 + 「29万5千円×世帯の被保険者数」 + 「10万円×（給与・年金所得者の数※1 - 1）」を超えない世帯 | 5割（改正） |
| 43万円 + 「54万5千円×世帯の被保険者数」 + 「10万円×（給与・年金所得者の数※1 - 1）」を超えない世帯 | 2割（改正） |

- ※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数です。
- ※2 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

●問合せ 国保ねんきん課☎33-4490